



2022年2月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 旅 工 房  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 高 山 泰 仁  
(コード番号：6548 東証マザーズ)

問い合わせ先 執 行 役 員 岩 田 静 絵  
コーポレート本部長

TEL. 03-5956-3044

## 2022年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に関する延長申請書提出のお知らせ

当社は、本日、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行いましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象となる四半期報告書

第28期(2022年3月期)第3四半期報告書

(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

#### 2. 延長前の提出期限

2022年2月14日

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

2022年3月17日

#### 4. 当該四半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

2022年2月4日に公表いたしました「当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会設置のお知らせ」のとおり、当社取締役会に対し、当社リスクコンプライアンス委員会より、Go To トラベル事業給付金の受給を申請していた取引の一部に、宿泊等の実態がないために給付金の受給対象とならない可能性を否定できない取引が存在し、当該取引がなされるに至った経緯、当該取引への当社の関与の実態その他の事実関係について精査が必要となるとの報告を受け、本件事案について、当社と独立した外部の専門家である西村あさひ法律事務所の弁護士を構成員とし、委員長に西村あさひ法律事務所の高橋 宏達 弁護士とした調査委員会を設立し、実態把握の調査を実施していただき、当社は本件調査に全面協力してまいります。

今後の予定としましては、調査委員会による社内関係者ヒアリングに3日間、社外関係者ヒアリングに10日間、取引・証票等の分析に12日間、会計影響の整理に5日間、原因分析・再発防止策策定に5日間、調査報告書作成に8日間、監査法人による追加的な監査手続きに17日間となり、延べ31日間を要する見込みです。

以上により、当社は、本日、2022年3月期第3四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することといたしました。

## 5. 今後の予定

今回の提出期限延長の申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、2022年3月期第3四半期決算短信は、四半期報告書の提出と同日に公表させていただきます。

以上